

総発第266号
令和3年1月4日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和2年11月26日付監発第49号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
環境衛生課	<p>指摘事項</p> <p>私債権である墓地管理料の過年度未収金について、前年度の定期監査で、債務者が平成26年に死亡し、相続財産管理人が死亡した債務者の財産処分手続きを終了させているため、それ以降の賦課は無効にもかかわらず、継続して債務者に賦課しているものがあるとして文書指摘していた。しかし、今年度も前年度と同様に債務者に賦課し、債権を発生させていた。</p> <p>滞納債権については適正な債権管理に努めるとともに、職員の債権管理スキルの向上を図ること。</p>	<p>当該無効な賦課については、12月7日に調定の減額を行って解消した。</p> <p>今後とも、滞納債権の適正な管理に努めたい。</p>
まちづくり推進課	<p>注意事項</p> <p>自治会集会施設建築費補助金について、自治会館のトイレを和式便器から洋式便器へ取り替える工事が補助事業の対象となっているが、交付要綱では、洋式便器の取付けの場合には、便器のみを対象としている。しかし、</p>	<p>指摘があった部分については、実態に合わせて、既存機器の撤去処分に要する関連経費も対象とする方向で、交付要綱の改正について調整していく。</p>

	<p>床コンクリート解体、モルタル・タイル復旧経費が含まれており、交付要綱どおり行っていないものが見受けられた。</p> <p>既存機器の撤去処分に要する関連経費も対象にするのであれば交付要綱を改正するなど、適正に処理すること。</p>	
--	--	--